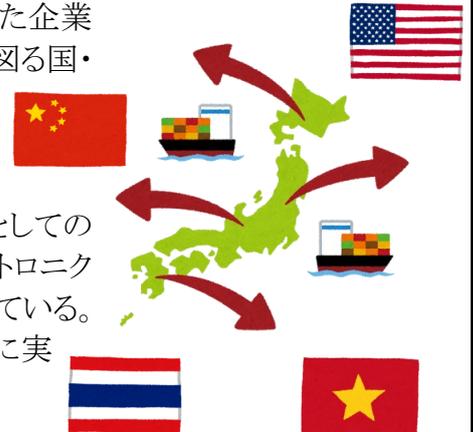


## 『日本企業の74%、輸出拡大へ 海外需要増等で一ジェトロ調査』

日本貿易振興機構(ジェトロ)はこのほど、2015年度の日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査結果を発表した。今後3年程度の経営方針として、「輸出を拡大する」と答えた企業の割合は**74.2%(前年66.2%)**と、比較可能な11年度以降で最も高い水準となった。輸出を拡大する理由では、「海外需要の増加」との回答が73.8%で最も多く、「国内需要の減少」(55.8%)、「円安による価格競争力の向上」(20.1%)が続いた。海外事業を拡大すると答えた企業は53.3%と過半を超えたが、前年(56.7%)から低下した。拡大を図る国・地域については、中国が53.7%(前年56.5%)、タイが41.7%(同44.0%)で、1位、2位を占めたものの、前年に比べて減った。一方、3位の米国は33.7%(同31.3%)、4位のベトナムは32.4%(同28.7%)で上昇した。ジェトロは「米国は景気回復により消費市場としての重要性が増している。ベトナムは中国の人件費上昇を受けて、エレクトロニクス分野などで生産拠点のシフトが進んでいる」(国際経済課)と分析している。この調査は15年11月25日～16年1月6日にかけて9893社を対象に実施し、3005社から有効回答を得た。



## 『健康保険の出産手当金・傷病手当金の給付額が変更』

平成27年度健康保険法の改正により、**4月から出産手当金及び傷病手当金の給付額が変更になる**。従来の1日あたりの支給額は「休んだ日の標準報酬月額÷30×2/3」が給付額だったが、4月からは「支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30×2/3」が支給額となる。仮に支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、「支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額」と「28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)」を比べて少ない方の額を使用して計算することになる。

**今回の改正は、意図的な給付金額の引上げを阻止する側面がある**。休業直前になって報酬を引き上げる、または産休取得がわかった上で事実ではない標準報酬月額で資格取得をし、その額に基づいて支給を受けるなどの行為が後を絶たない。

たとえば、妊娠した社長の扶養家族である妻を、そのタイミングで社員として雇用、月額100万円の給与として資格取得するようなケースや休業に入ることがわかっている社員の標準報酬月額を引き上げる行為が行われている。今回の改正により、そのような行為が塞がれることとなる。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます